

中野区教育委員会会議録 平成19年第5回定例会

○開会日 平成19年5月25日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 10時26分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	飛鳥馬 健 次

○議事日程

日程第1 第18号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 第19号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第3 第20号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

午前10時01分開会

山田委員長

皆様、おはようございます。

ただいまより、教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付された議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第18号議案から第20号議案までの計3件を一括して上程したいと思います。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、順次、議案のご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、第18号議案でございます。

「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございますが、この改正につきましての提案理由といたしましては、休暇制度の改正、これは、今回条例によりまして組合休暇が新設されたことに伴い、関係の規定を整備するというものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の資料の新旧対照表によりまして、条文に沿って順次ご説明申し上げたいと思います。

まず最初の第14条でございます。14条の第4項第2号のところで一部改正をしてございます。現行のところでは、「条例第15条、第16条、第17及び第18条の規定による」と表現されてございますが、これを「条例第15条から第19条まで」ということで、この第19条—もとの条例でございますが、ここに組合休暇が新設されてございますので、そのような形で条例からの引用の条文を加えてございます。

それから、第29条の2、中ほどのところでございますが、ここの第3号のところでございます。こちらは、一部、文章、文言表現のところを整理をしたというところでございます。

それから、その下の第30条の2、ここの部分が、今回組合休暇を新設したことに伴い

まして、条例のほうでその詳細については規則で定めるとなっております。したがって、ここの第 30 条の 2 におきまして、組合休暇の承認の詳細につきまして記載をしているところでございます。

順番に説明させていただきます。

「条例第 19 条—これは先ほど申しましたが、条例の中で組合休暇を規定しているところでございますが—第 1 項の規定による承認は、日又は時間を単為として行うものとする」。

「時間を単位として承認された組合休暇は、8 時間を 1 日として換算する」。それから、3 項でございます。「条例第 19 条第 2 項の教育委員会規則で定める当該職員団体の機関の業務等は、次に掲げるものとする」と。これは、職員がみずから直接に所属している、したがって、中野区の職員であれば、中野区の職員団体の業務といたしまして、「大会」「委員会」「執行委員会」、それから「執行委員会に設置される専門部及び補助機関の活動で交渉と密接に関連するもの」といった、これらのものにつきまして、それぞれ組合休暇の申請に対して承認を与えるというものでございます。なお、大会につきましては「1 年につき 1 回、かつ、1 回につき 8 時間を限度とする」と。また、委員会、執行委員会、それからその他の補助機関等の活動につきましても、それぞれこちらの記載のとおり上限を設けているところでございます。

それから、次ページの 4 項でございます。「条例第 19 条第 2 項の教育委員会規則で定める当該連合体の機関の業務等で当該職員団体の業務等と認められるものは、次に掲げるものとする」とございますが、これは、いわゆる上部機関、組合の上位機関でございますが、その連合団体としての活動に従事する場合ということで、「大会」「中央委員会」「拡大執行委員会」「執行委員会及び執行委員会に設置される専門部の活動で交渉と密接に関連するもの」と。これらのものにつきまして組合休暇として申請があった場合、それぞれこの条文にございますような取得できる上限を定めた中で承認を与えるというものでございます。

それから、第 31 条でございます。こちらのほうにつきましては、現行の条文では、それぞれ休暇のところにつきまして、条文の第何条、何条ということで記載をしておりますが、例えば 16 条の場合ですと病気休暇、18 条の場合ですと妊娠出産休暇というふうにそれぞれ休暇名を明記するというような形で、この条文の表現を改正するというものでございます。第 32 条においても同様でございます。

それから、その下でございますが、第 32 条の 2、こちらのほうも同じような形で表現の整理を行ってございます。

なお、この規則につきましては、この資料の一番下でございますが、6 月 1 日からの施行となっております。

その次に、届け出の様式の変更でございます。今回、このような形で、組合休暇が新設されたことに伴いまして、休暇願等の届けにつきましては、裏表、新旧ございますけれども、組合休暇を明記し、また改めて、先ほど条文の改正のところでも申し上げましたが、そ

れぞれ休暇名を明記したような形で——これまでですと、裏面のとおり、第何条というふうな形になってございますが、休暇名による表記と改めて、こちらのよう形で届け出用紙を改正するという事としてございます。

続きまして、第 19 号議案のご説明のほうに移らせていただきたいと思います。

こちらは「中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。先週の協議会の中でこちらのほうのご説明がちょっと漏れてございました。と申しますのは、先週の協議会がありました後、実は人事委員会のほうから人事委員会規則の改正の連絡がございまして、今回と同様、組合休暇の新設に伴う人事委員会規則の一部改正されまして、実はその人事委員会規則を引用する形で幼稚園教育職員の期末手当に関する規則がありますもので、一部、引用の条文の条ずれが生じたことによる改正でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第 2 条及び第 3 条にそれぞれアンダーラインが引いてございます。現行のところと改正案のところがございますけれども、人事委員会規則を引用する条文が人事委員会規則のほうで改正がございましたもので、そちらの条文のほうといたしますか、引用する先を改めるということでございます。内容等についての変更ということではございません。なお、この規則につきましては 6 月 1 日からの施行となっております。

続きまして、第 20 号議案でございます。「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」ということで、こちらのほうも組合休暇の新設に伴いまして関係規定を整備するというものでございますが、新旧対照表のほうをごらんいただきまして、また条文に従いまして順次ご説明申し上げたいと思います。

まず、第 2 条でございます。これは、先ほど説明申し上げました期末手当のところと同様に、この勤勉手当のところにつきましても、人事委員会規則のほうに一部改正がありまして、そちらの人事委員会規則を引用する条文がずれてございますので、今回のこれで改正をして改めるというものでございます。

それから、第 3 条の第 4 号でございます。こちらのほうにつきましても、この条文の中にごございます現行の「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号」とする。それから、その下にもう 1 カ所ございますが、これは先ほどの 2 条と同じ、人事委員会規則が改正されたことによります条を訂正するというもの。

その下の第 7 号をごらんいただきたいと思います。ここが今回新たに組合休暇に関する規定を新設するということでございます。「勤務時間条例第 19 条に規定する組合休暇により勤務しない期間」ということでございますが、勤勉手当の支給につきましては、基準日に育児休業をしている職員の勤勉手当の支給期間、前回申し上げましたが、その基準日からさかのぼっての 6 カ月間に勤務した期間から、この組合休暇を取得した場合、その組合休暇を取得した分についてはこれを除算するというものでございます。ちょっと前回

説明が言葉だけでうまく伝わらなかった部分がございますので、もう1枚別添で参考資料というのを用意いたしましたので、こちらでちょっと補足してご説明申し上げたいと思います。

育児休業を取得した職員の場合、かつ、その職員が組合休暇を取得したような場合の計算方法でございます。上のほうの例でございますけれども、これは、育児休業の取得開始が仮に平成19年5月1日とした場合ですけれども、仮にこの勤勉手当の基準日を12月1日とした場合、勤勉手当と申しますのは、職員の勤務実績に対して一定の評価をした上で支給されるという性格のものでございますけれども、6カ月前の期間、つまり職員の勤務実績を評定する期間が6月2日から12月1日でございますが、それ以前の5月1日から、例えば育児休業を取得していた場合につきましては、これは全部、全期間除算する、つまり勤勉手当の支給の基礎にはならない。

その一方で、下の例2のほうでございますが、この場合は、この職員は11月1日に仮に育児休業を取得したということになりますと、基準日が12月1日でございますから、この職員の勤務実績を評定する期間が6月2日から12月1日でございますので、11月1日以降につきましては育児休業を取得しておりますので、その期間から差し引きますが、それ以前に勤務実績があった期間の中で、例えば組合休暇をこの例では1日、8月10日に取得したといったような場合につきましては、この勤務実績があった6月2日から11月1日の中から組合休暇を差し引く、勤務実績としての実績から差し引きをするということになります。一番下に計算式が書いてございますが、例えば支給期間がこの場合ですと183日あって、育児休業が31日ありますので、それを差し引き、さらに組合休暇を1日取得しておりますので、それも差し引くということで、この職員の場合ですと、151日というのが基準日からさかのぼる6カ月間の勤務実績の期間ということになります。

こういったような形で、組合休暇の取得につきましては除算をする、勤勉手当の評価を行う場合に差し引くということでございます。

また新旧対照表のほうに戻ります。下段のほうでございますが、ただいま申し上げました第7号を新設いたしますので、それ以下の8号以下につきましては、現行のほうから一号ずれるということで改めるものでございます。

それから、その下の第5条をごらんいただきたいと思います。この第5条のところ、最初の第3号のところでございますが、これは上に掲げてございます第7号が8号に改正になったことによってその部分を訂正すると。それから、第5号のところ、「組合休暇により勤務しない期間100分の100」ということですが、要するに、組合休暇を取得した場合、勤務期間から除算割合100分の100、100%、1日とったら丸1日その部分は除算するという割合を定めると。ここで第5号が一つ新設されますので、以下、6、7、それから8号につきましては一つずつ繰り下がるというものでございます。

それから、裏面のほうにまいりまして、第4号がございます。このところは時間単位

で休暇をとった場合の規定でございますが、そのところに「組合休暇」を一つ入れてございます。「組合休暇」という文言を一つ入れるというふうな改正でございます。

この勤勉手当に関します規則につきましては、一番下でございますが、同様、6月1日からの施行ということを予定しているところでございます。

以上の3件につきまして、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

高木委員

確認ですが、第18号議案について、組合休暇の範囲を決めるということのほかは、基本的には条文の改正とか文言の整理ということによろしいのでしょうか。

教育経営担当課長

そのとおりでございます。

飛鳥馬委員

私もちょっとわからないところがあるんですが。

勤勉手当に影響が出るという事例の場合には、組合休暇を1日とったとか何かで勤務日から除外するというのがありましたけれども、これは、勤勉手当を出す率があると思うんですけれども、出勤率というのですか、ですから、単独では余り該当しないのかもしれませんが、これプラス、私事欠勤とか欠勤をプラスして休暇の日数が多くなったときに該当しますよと、そんなふうに解釈していいのでしょうか。

教育経営担当課長

そのとおりでございます。この組合休暇のほかにも除算の対象なる同様のものは、今ご指摘のとおりでございます。

大島委員

これも確認ですけれども、大会とか中央委員会とか、こういう業務と認められるものが列挙されているのですけれども、その職員の方が参加した行事がこういうのに当たるかどうかというのは、これはどうやって判断するのですか。組合のほうで中央委員会と銘打ったものであればそうだと、そういうことになるのでしょうか。

教育経営担当課長

はい。おっしゃるような内容につきましては、組合の規定の中に、大会、委員会、執行委員会という規定が置かれてございますので、当然それに沿った中での対応ということになります。

山田委員長

私のほうからですけれども、やはり18号議案で、今の大島委員と重なるかもしれませんが、教育委員会規則で定める当該職員団体の機関の業務ということで、大会、委員会、日数だとか時間がかかなり細かく定められておりますけれども、これは組合のほうの意見も

伺った上でということで理解してよろしいのでしょうか。

教育経営担当課長

こういった部分につきましては、条例、あるいは規則を改正するということにおいては、組合側のほうと十分調整を図りながらというのが一般的かと思いますが、そういった経過を踏まえての条例並びに規則の改正に至ったというところでございます。

飛鳥馬委員

もう一つよろしいですか。

休暇をとるときの届け出の書式がここにありましたけれども、教育長あてになっているのですが、教育委員会は教育長あてなのでしょうか。学校等は、一時整理して、校長あてが今副校長に服務が移っていますか。そういう意味で、教育長あてと書いてありますので、教育委員会——幼稚園もそうですけれども、全部教育長あてなのかなと。大変だなという気がするわけですが、もうちょっと下におりてないのかなという気がするのですが、どうですか。

教育経営担当課長

今のは学校職員の場合ということでしょうか。

飛鳥馬委員

いえいえ、幼稚園でいいですよ。要するに、全部教育長になっているということですね。

教育経営担当課長

はい、そうです。あて先はそうです。

教育委員会事務局次長

あて先としては「教育長」というふうになってございますけれども、それぞれの提出する職員に応じてといいますか、決定の区分、だれが決定権者かという部分では、それはすべてが教育長ということではございませんで、「学校長」に委任されておりますので、その範囲内で、学校長で決定しているということでございます。

大島委員

組合休暇というものの趣旨ということなのですが、たしか、今のいろいろな勤務手当とかのお話ですと、組合休暇で欠勤した分は勤務してないという扱いといいますか、そういうふうに扱われるということのようなのですが、そうしますと、欠勤する場合に、「組合休暇で休みます」というのと、「私事の都合で休みます」というのとの違いというか、メリットというのは職員の方にとってはどういうことになるのでしょうか。

教育経営担当課長

正規に休暇を申請し、それを取得したということについては、例えば私事欠勤といいますか、届け出がないといった場合と異なりまして、そのことによって不利な扱いといいますか、もちろん期末・勤勉手当等々の支給についていろいろ規定が置かれていますので、算定の基礎となるか、ならないかというのはございますけれども、しかしながら、これは

正規の申請をした届けでございますから、そのことによって何らかの不利益という形のものにはならないということです。

山田委員長

そのほかに質疑はございますか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のために申し上げます。

ただいま上程中の3件の議案は、「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の規定により、特別区人事委員会の承認を得ることとされておりますが、第18号議案及び第20号議案は5月21日付で、また第19号議案は5月22日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告いたします。

それでは、上程中の第18号議案から第20号議案を一括して挙手の方法により採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

それでは、ただいま上程中の第18号議案から第20号議案までの計3件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第5回定例会を閉じます。

午前10時26分閉会